

インフォメーション施設等展示計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、国指定史跡山居倉庫の11号棟及び12号棟に整備するインフォメーション施設等の展示計画策定業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

インフォメーション施設等展示計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 提案上限額

10,087,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。

4 担当部署（各書類提出先及び問合せ先）

酒田市 企画部 文化政策課 文化財係

所在地 〒998-8540 山形県酒田市本町2丁目2番45号

電話 0234-24-2994

電子メール bunkazai@city.sakata.lg.jp

担当 真嶋 俊介

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は個人事業主若しくは業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、共同企業体については、以下の要件を構成員の全てが満たしていること。

- ① 令和7・8年度酒田市競争入札（見積）参加者登録簿（測量・建設コンサルタント等、物品・役務・賃貸借）において掲載されていること。
- ② 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ③ 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示第580号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開

始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- ⑤ 文化財を活用した展示施設の展示計画又は展示設計を策定した実績を有すること。

6 参加表明手続

本プロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
② 文化財を活用した展示施設の展示計画又は展示設計を策定した実績を記載した書類（任意様式）。なお、業務名、発注者名、実施時期、対象施設、文化財の概要、展示計画等の内容が分かるように記載すること。

(2) 提出期限

令和8年7月17日（金）正午（必着）

(3) 提出場所

「4 担当部署」のとおり。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）若しくは電子メールによること。

電子メールで提出する場合は、送信後に電話によりメール到達確認を行うこと。

(5) 提出部数

各1部

(6) 参加資格の確認及び結果通知

参加表明書等の提出書類に基づき、参加資格の有無について確認を行い、その結果について、令和8年7月21日（火）までに次に掲げる事項を記載した参加資格確認通知書を、電子メールにより通知する。

ア 参加資格があると認めた者（様式第2号）

参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格がないと認めた者（様式第3号）

参加資格がない旨及びその理由

7 質疑・回答

参加表明書及び企画提案書の作成について質疑がある場合は、次のとおり質疑を受け付ける。

(1) 提出書類

質疑書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和8年7月8日（水）正午（必着）

(3) 提出場所

「4 担当部署」のとおり。

(4) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、件名は「インフォメーション施設等展示計画策定業務委託質疑書（事業者名）」と記載し、メール送信後は電話によりメール到達確認をすること。

(5) 回答方法

令和8年7月14日（火）までに本市ホームページに回答を掲載し、掲載したページのURLを個別に連絡する。

8 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

なお、提出書類ごとの提出部数に加え、電子データ（PDF ファイル）を記録した電子媒体（CD 又は DVD）を1部提出するものとする。ただし、電子データについては、電子メールに添付して送信する方法により提出することもできる。

（1）提出書類

① 企画提案書提出書（様式第5号） 1部

② 企画提案書（任意様式） 8部

ア 別紙仕様書の記載内容を十分に理解したうえで、審査項目及び評価内容に対応する提案内容を、簡潔かつ明瞭に記載すること。

イ A3判、用紙の向きは縦横を問わないものとし、左綴じ、片面印刷、5枚以内とすること。

ウ 多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。

エ 提案者は、1つの提案しか行うことができない。

オ 審査においては提案者名を伏せて審査するため、企画提案書には、提案者名、商号、屋号、ロゴマークその他提案者を類推させる表示又は記載をしないこと。

③ 見積書（任意様式） 1部

見積の総額及び内訳について、作成すること。

（2）提出期限

令和8年7月29日（水）正午（必着）

（3）提出場所

「4 担当部署」のとおり。

（4）提出方法

持参又は郵送（書留郵便）によること。

電子データを電子メールに添付して送信する場合は、送信後に電話により到達確認をすること。

（5）企画提案書等提出書類の取扱い

① 提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断により、記載内容の確認、資料の補正等を求めることがある。

② 提出された企画提案書は、プロポーザル方式による受託候補者の特定のために使用し、また複製等を行うことができるものとする。

③ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとする。

④ 提出された企画提案書は、酒田市情報公開条例（平成17年条例第19号）第5条第1項に基づく公文書の公開請求があった場合は、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、開示するものとする。

9 企画提案の審査

（1）基本事項

① 審査は、市が設置するインフォメーション施設等展示計画策定業務委託に係るプ

ロポータル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの審査を基に総合的に評価し、受託候補者及び次点者の特定を行う。

- ② 選定委員会は、非公開とする。
- ③ 全委員の評価点数の合計が最低基準点未満（満点の6割未満）の場合は、受託候補者を特定しないものとする。

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

① 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間はプレゼンテーション20分（準備を含む）、ヒアリング10分の計30分とする。ただし、審査委員による質疑がない場合、質疑応答の時間が短くなる場合がある。
- イ 企画提案書に記載のない追加資料の配布は禁止する。ただし、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いて、プロジェクターにより説明することは可能とする。
- ウ プレゼンテーションに使用するプロジェクター（EPSON EB-1775W）及びスクリーン（80インチ）は事務局が準備する。なお、パソコンとプロジェクターの接続に必要なケーブル、変換アダプター等は参加者が準備すること。
- エ 出席者は、5人以内とする。

② 実施日時及び場所

参加資格確認結果の通知後に、提案者に対し別途通知する。

（3）審査項目及び評価基準

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、次表の審査項目についてそれぞれ評価し、評価点を算出する。

審査項目	評価内容	配点 (1人)
施設の理解度	本施設と周辺的环境について十分に理解しているか。	10
業務の理解度	本業務の背景、関連計画、目的を十分に理解し、その内容が提案全体に反映されているか。	20
展示に対する考え方	11号棟及び12号棟について、それぞれの施設の役割を踏まえ、本市及び本施設の魅力を効果的に伝える展示計画を策定するための提案になっているか。	30
事業活動計画に対する考え方	本施設の魅力を活かした事業活動計画を策定するための提案になっているか。	10
独自提案・創意工夫	独自提案に対する評価	30
合計		100

（4）受託候補者等の特定

全委員の評価点数を合計し順位を付け、最も評価点数の高い者を受託候補者とし、次に評価点数が高い者を次点者として特定する。

なお、複数の提案者において、評価点数の合計が同点の場合は、各委員が提案者ごとに評価点数の合計で順位を付け、第1位の順位が最も多い者を受託候補者とする。

さらに同数となった場合は、選定委員会の協議により順位を決定する。

（5）審査結果の通知

- 1) 受託候補者を特定したときは、提案者全てに対し、審査結果通知書（様式第6

号)により、次の事項を通知する。

ア 受託候補者及び次点者の名称

イ 評価結果(点数等)

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかつた者にあつては、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

2) 受託候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面(任意様式)により市長に対して説明を求めることができる。

ア 提出期限 審査結果の通知のあつた日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内の午後5時までとする。

イ 提出場所 「4 担当部署」のとおり。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)によること。

3) 市長は、2)の説明を求められたときは、説明を求める書面の提出期限日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面にて回答する。

(6) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表する。

① 受託候補者及び次点者の名称

② 受託候補者の評価結果(点数等)

③ 審査経過、審査結果

10 契約に関する基本事項

(1) 受託候補者と協議を行い、受託候補者の提案内容をもとに必要に応じて仕様書を修正し、その仕様書に基づく見積書を徴取の上、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

(2) 受託候補者と契約締結に至らなかつた場合には、次点者を新たな受託候補者として交渉を行うものとする。

(3) 契約手続及び契約書は、酒田市契約規則(平成17年規則第58号)その他市の契約に関する規定に定めるところによる。

(4) 受託候補者が契約締結の日までの間に参加資格要件を満たさなくなつた場合、提出書類に虚偽の記載があつたことが判明した場合、又は契約締結に至らなかつた場合は受託候補者としての特定を取り消し、次点者を新たな受託候補者として協議する。

契約締結後においても、市は催告を要せず契約を解除できるものとし、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあつても、市は一切の損害を負担しない。

11 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施公告	令和8年6月26日(金)
質疑書の提出	令和8年7月8日(水)正午まで
質疑書に対する回答	令和8年7月14日(火)
参加表明書等の提出	令和8年7月17日(金)正午まで
参加資格確認通知	令和8年7月21日(火)まで

	※参加資格確認次第随時通知する
企画提案書の提出	令和8年7月29日（水）正午まで
プレゼンテーション ヒアリング	令和8年8月3日（月）予定
辞退届の提出	令和8年7月29日（水）正午まで
審査結果の通知	令和8年8月5日（水）予定

1.2 その他

(1) 辞退の取扱い

参加資格確認通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和8年7月29日（水）正午までに辞退届（様式第7号）を持参又は郵送（書留郵便）若しくは電子メールによること。

電子メールにより提出する場合は、送信後、電話により到達確認を行うこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は受託候補者特定の日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案書の提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合
- ④ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- ⑤ プレゼンテーション又はヒアリングに理由もなく欠席した場合
- ⑥ 特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ 提案価格が、「3 提案上限額」を超過する場合

(3) 留意事項等

- 1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- 2) 書類の作成や提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に要する経費は、提出者の負担とする。
- 3) 失格事項の②に該当する場合には、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 4) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した経費を市に請求することはできない。
- 5) 提出された書類は、返却しない。
- 6) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。